



Q 男女共同参画の推進を

佐々木 剛 議員
(新志会)

A 施策の展開はこれから

地方議会における議員数の推移
(都道府県議会、市町村議会、特別区議会)

	議員総数	議員総数に対する割合			
		女性	男性	女性	男性
昭和55年12月	71,207人	822人	70,385人	1.2%	98.8%
60年12月	68,911人	1,102人	67,809人	1.6%	98.4%
平成2年12月	65,616人	1,633人	63,983人	2.5%	97.5%
7年12月	64,642人	2,757人	61,885人	4.3%	95.7%
12年12月	61,941人	3,982人	57,959人	6.4%	93.6%
15年12月	59,461人	4,670人	54,791人	7.9%	92.1%

資料 総務省

Q1 男女平等社会の実現に向けて男女共同参画社会基本法が制定されました。これを受けて、「滝沢村男女共同参画計画」が策定されました。そこで、以下について質問します。

この計画は、村の地域特性を考慮して策定されたことですが、地域特性とは何か。

児童生徒を男女に分け序列化している現在の男女別名簿(出席簿)をやめ、全国の60%の小中学校が導入している男女混合名簿を本村も導入し、子供の頃から男女は平等である旨、教育すべきでは。

村独自の条例を制定し、本計画を積極的に推進すべきでは。

A1 村の地域環境や社会情勢、住民意識調査から、地域特性は次のようになります。核家族世帯が増加する一方、農村部では多世代同居もあり、都市部と農村部の特性をもつ世帯構成であります。

また、地域では近所付き合いが少なくなり、地域の連帯感が希薄になっております。女性の就業者が増加しているのも特性です。

名簿の使用については、各学校に一任し、男女平等の考え方や男女協働の大切さについては、学校教育の中で重要な指導事項になっております。こうしたことから、道徳の授業や学級活動等、教育活動全体において継続して指導していきます。

県内では、5市町で条例を制定しております。本村の場合は、男女共同参画計画の策定を終えたところであり、施策の展開はこれからであります。従って、この計画の実効性を上げるために独自の制度が必要であると判断されたときに検討します。